

入 札 説 明 書

平成29年3月21日付け公告のあいち小児保健医療総合センター入院患者給食業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）については、下記のとおり実施します。

1 一般競争入札に付する事項等

(1) 調達案件の名称及び数量

あいち小児保健医療総合センター入院患者給食業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

別添契約書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

平成29年7月1日から平成32年6月30日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

この案件は、長期継続契約であるため、平成30年度以降において歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

あいち小児保健医療総合センター

大府市森岡町七丁目 426 番地

(5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

発行を受けたICカードが破損しているなど、電子入札システムにより難しい場合は、事前に県の承認を得て、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県病院事業庁物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <http://www.pref.aichi.jp/0000043830.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴

力団排除に関する合意書(以下「合意書」という。)(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。

- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県病院事業庁が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿(平成28・29年度)の大分類「3. 役務の提供等」、中分類「05. 給食」、小分類「01. 病院給食」に登録されている者であること。
- (5) 平成29年4月1日から過去5年間に200床以上の病院において3年以上継続して病院給食業務の受託実績を有すること。(受託実績には、下請け、労働者派遣契約は含まないものとする。)
- (6) 病院給食業務について一般財団法人医療関連サービス振興会が定める医療関連サービス認定を受けている者又は厚生労働省令で定める基準に適合している者であること。
- (7) 業務責任者等について、仕様書に定める経験・資格のある者を配置することができること。
- (8) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者、または同等の代行保証制度をとれることが確認できる者であること。
- (9) 愛知県内に本店、支店又は営業所等を有する事業体であること。
- (10) 参加事業者は、単独事業者(ホールディングスを含む。)とすること。

3 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとするものは、競争入札参加資格確認申請書を電子入札システムにより提出するとともに、2の資格を有することを証明する書類(以下「証明書類」という。)は持参又は郵送により提出しなければなりません。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び証明書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

(1) 提出期間

平成29年3月21日(火)午前9時から平成29年3月25日(木)午後5時まで

(2) 提出場所

あいち小児保健医療総合センター事務部事業グループ栄養担当

大府市森岡町七丁目426番地(郵便番号474-8710)

電話 0562-43-0500(代表)

FAX 0562-43-0502

5 入札について

(1) 入札書の提出期間

平成29年3月28日(火)午前9時から平成29年3月29日(水)午後5時まで

電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の午前8時か

ら午後 8 時までです。

また、別紙入札内訳書を作成し、電子入札システムにより入札書に添付して提出してください。なお、入札は管理費の金額と食事の項目ごとの予定件数に単価を乗じた金額の総価で行います。

(2) 開札の日時及び場所

平成 29 年 3 月 30 日（木） 午前 10 時
あいち小児保健医療総合センター事務部会計グループ

(3) 再度入札の受付期間（1 回目）

平成 29 年 3 月 30 日（木） 午後 1 時から午後 3 時まで

(4) 再度入札の開札予定日時（1 回目）

平成 29 年 3 月 30 日（木） 午後 4 時

(5) 再度入札の受付期間（2 回目）

平成 29 年 3 月 31 日（金） 午前 10 時から正午まで

(6) 開札予定日時（2 回目）

平成 29 年 3 月 31 日（金） 午後 1 時 30 分

(7) 入札不調

入札不調の場合は、電子入札システムの不調通知書により通知するものとします。

なお、最低の価格をもって申込みをした者を随意契約の相手方とし協議を行う場合があります。

(8) 問合せ先

前記 4 (2)に同じ

6 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の 100 分の 5 以上の金額の入札保証金（愛知県病院事業庁財務規程（平成 16 年愛知県病院事業庁管理規程第 25 号。以下「財務規程」という。）第 145 条に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を、開札期日までに契約担当者に納めなければなりません。

ただし、財務規程第 144 条（入札保証金の納付の免除）の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規程第 142 条の規定に該当する入札及び IC カードを不正に使用して行った入札は無効とします。

(4) 契約の内容に関する質問の受付

契約内容に関する質問がある場合は、平成 29 年 3 月 17 日（金）午後 5 時までに電子入札システムにより提出しなければなりません。質問及び回答（質問者の名称、連絡先等を除く。）は、質問締め切り後、電子入札システムにより全員に対して通知します。

(5) 落札者の決定方法

ア 財務規程第 147 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価

格をもって有効な入札を行なった者を落札者とします。ただし、当該最低価格をもって有効な入札を行なった者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とします。

イ 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

ウ 開札の結果、落札とならなかった場合は、再度入札を行います。なお、再度入札回数は2回を限度とします。

(6) 契約の締結

開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「合意書」1(7)アに基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。

(7) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」1(7)アに基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがあります。

(8) 妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがあります。

(9) 契約書作成

競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

(10) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、財務規程第115条(契約保証金)の規定により、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を契約締結期日までに契約担当者に納めなければなりません。

ただし、財務規程第116条(契約保証金の納付の免除)の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(11) 調達条件

本調達は、県議会における当該調達に係る予算の成立を条件とします。

(12) その他

ア 当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方の負担とします。

イ この入札説明書において、特別の定めのない事項については、「入札心得」、その他関係法令の規定によること。

